

令和2年度 第9回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第9回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年12月24日(木) 14:00~15:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員	3 山田 隆見		
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 1名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 藤田 幸広 書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
議 事 録 署名委員	5番 川尻 委員 6番 田中 委員		
提出議題	議事 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第47号 非農地証明の申請について 議案第48号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第49号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和2年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は9名中、欠席者数1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、御苦勞様でございます。年末のお忙しい時期に申し訳ありません。議事進行をスピード感持って行い、なるべく早く終わらせたいと思いますので、御協力ください。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては5番の川尻委員と6番の田中委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、寺西書記、佐山書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何か有りますか。

寺西書記 専決処分の報告についてです。江田島市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員ですが、前任の農業委員会会長が就いておりましたものを、現会長が引き続き就任するものです。なお、前会長が就いておりました、その他の各種団体につきましても、今年度末までの任期において、今後も専決処分にて総会に報告させていただく形となります。欠員補充の依頼書が事務局に届き次第の手続きとなりますので、あらかじめ御了承ください。

また、本日審議する事案について説明します。引き続き委員に就任された方には、重ねての説明となりますが、よろしくお願ひします。

- ・農地法第3条、第4条の許可申請について
- ・非農地申請について
- ・空き家に附属する農地の指定登録申請について
- ・農地利用集積計画の決定について

なお、本日の議案について修正があります。議案第46号、農地法第4条の規定による許可申請について。申請番号1番につきまして、本人から取下げの申請がなされておりますので、審議につきましては申請番号2番からの審議となります。以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請に

ついて、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 議案第 45 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 2 年 12 月 24 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号 1、譲渡人、A、広島市中区〇〇町_ _ _。職業、会社員。

譲受人、B、広島市安佐北区〇〇〇_ _丁目_番_号。職業、会社員。

所在地は江田島町〇〇_ _丁目の 2 筆、合計面積は 280.39 m²です。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、遠隔地に居住しており、耕作困難なため譲渡する。」

譲受人は「江田島市へ移住して農業を行うため、隣接する宅地建物と併せて譲受する。」

この案件は、空き家付き農地として、令和 2 年 11 月 27 日付け、指令江農委第 54 号で空き家付き農地として指定済み。

議案第 45 号、番号 1、所有権移転に当たり全部効率利用、農作業常時従事、下限面積、地域調和について適正です。御審議をお願いします。

議 長 1 番の案件について、関係農業委員である山田委員の意見を伺いたいと思いますが、本日、山田委員が欠席のため、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 山田委員が欠席のため事務局から説明します。12 月 16 日に山田委員、中田推進委員、寺西、佐山で現地確認を行いました。先程も申しあげましたとおり、下限面積についても空き家付き農地として登録されていますし、問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 他に御意見等、ございますか。

委 員 無しの声有り。

議 長 それでは採決に移りたいと思います。この 1 番の案件につきまして、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致でございます。1 番の案件につきましては許可とします。事務局は次、お願いします。

寺西書記 番号 2、贈与人、C、広島市安芸区〇〇〇_ _丁目_番_号、職業、無職。

受贈人、D、安芸郡〇〇_ _丁目_番_号、職業、無職。

所在地、沖美町〇、〇〇の 15 筆、合計面積は 4,326 m²です。

申請理由は贈与で、贈与人は「相続により取得したが、市外に居住しており、耕作できないため、兄である受贈人に贈与する。」

受贈人は「相続による取得は出来なかったが、相続人である妹が耕作困難と申し出たため、受贈する。」

議案第 45 号、番号 2、所有権移転に当たり問題となる事案は見受けられませんでした。以上のことから、2 番の申請は適正であると思いますので御審議をお願いします。

議長 2 番の案件について、関係農業委員である、下河内委員の意見を伺いたと思います。

下河内委員 沖美の下河内です。12 月 17 日に大方推進委員、事務局の寺西さん、佐山さんと私とで現地確認を行いました。先程、事務局が説明したとおり、間違いありませんので許可をお願いします。

議長 他に御意見等、有りますか。

委員 無しの声有り。

議長 それでは、採決に移りたいと思います。この 2 番の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございます。2 番の案件につきましては許可とします。事務局は次、お願いします。

寺西書記 番号 3、譲渡人、E、大阪府大東市〇〇_ _ _、職業、無職。
譲受人、F、大柿町〇〇_ _ _、職業、保育士。
所在地、大柿町大原の 12 筆、合計面積は 7,582.80 m²です。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、県外居住で管理困難となり、宅地建物も含め譲渡する。」

譲受人は「農業に興味があり、宅地建物と併せて譲受する。」

議案第 45 号、番号 3、所有権移転に当たり問題となる事案は見受けられませんでした。以上のことから、この 3 番の申請は適正であると思いますので御審議をお願いします。

議長 3 番の案件について、関係農業委員である、中福委員の意見を伺いたと思います。

中福委員 大柿町の中福です。12 月 17 日に私と小松農地利用最適化推進委員、佐山さん、大松さんとで現地確認を行いました。荒れている農地も有りましたが、農業をやるということを小松委員から伺っていますので、問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

議 長	皆様、御意見、御質問は有りますか。
委 員	無しの声有り。
議 長	それでは、採決に移りたいと思います。この3番の案件につきまして、許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致でございます。3番の案件につきましては許可とします。事務局は次、お願いします。
寺西書記	番号4、贈与人、G、能美町〇〇____番地_、職業、無職。 受贈人、H、能美町〇〇____番地_、職業、自営業。 所在地、能美町〇〇字●●の3筆、合計面積は1,967 m ² です。 申請理由は贈与で、贈与人は「離婚により財産分与をすることになり、共有名義の財産の持ち分を贈与する。」 受贈人は「今後も耕作を継続するため、贈与人の持ち分を受贈する。」 議案第45号、番号4、所有権移転に当たり問題となる事案は見受けられませんでした。以上のことから、この申請は適正であると思いますので御審議をお願いします。
議 長	この4番の案件につきまして、関係農業委員である、田中委員の意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美の田中です。今の事務局の説明に間違いありません。よろしく申し上げます。
議 長	他に御意見、御質問ございますか。
委 員	無しの声有り。
議 長	それでは採決に移りたいと思います。4番の案件につきまして、許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致でございます。4番の案件につきましては許可とします。事務局は次、お願いします。
寺西書記	番号5、贈与人、I、能美町〇〇____番地_、職業、無職。 受贈人、J、能美町〇〇____番地_、職業、会社員。

所在地、能美町〇〇字●●の4筆、合計面積、1,096 m²。

申請理由は贈与で、贈与人は「高齢で耕作が困難なため、近所に住む息子である受贈人に贈与する。」

議案第45号、番号5、所有権移転に当たり問題となる事案は見受けられませんでした。以上のことから、5番の案件は適当であると思いますので御審議をお願いします。

議長 5番の案件につきまして、関係農業委員である、田中委員の意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今の事務局の説明に間違いありません。よろしく申し上げます。

議長 5番の案件につきまして、御意見、御質問ございますか。

委員 無しの声有り。

議長 それでは採決に移りたいと思います。この5番の案件につきまして、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございます。5番の案件につきましては許可とします。事務局は次、お願いします。

寺西書記 番号6、譲渡人、K、広島市南区〇__丁目__番_ ___号、職業、無職。

譲受人、L、江田島町〇〇__丁目__番_ ___号、職業、会社員。

所在地、大柿町〇〇字●●の3筆、合計面積、1,027 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、遠隔地に住んでおり耕作が困難なため、宅地建物と併せて譲渡する。」

譲受人は「譲渡人の希望により譲受する。」

議案第45号、番号6、所有権移転に当たり、問題となる事案は見受けられませんでした。以上のことから、この申請は適正であると思いますので御審議をお願いします。

議長 6番の案件につきまして、関係農業委員である村上委員の意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。先程の事務局の説明に、間違いありません。よろしく申し上げます。

議長 それでは採決に移りたいと思います。この6番の案件につきまして、許可す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございます。この案件につきましては許可とします。以上で農地法第3条の審議を終わりました。農地法第4条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第46号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年12月24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号2、申請人、M、三重県伊賀市〇〇__番地__、職業、主婦。

所在地、沖美町〇〇字●●、1筆、面積、86㎡。

申請理由は「当該地に墓地を設置する際に、業者に全ての手続きを任せていたが、登記地目が変更されていないことが判明したため、始末書を添えて申請する。」3基の墓が設置済みで、墓地、埋葬に関する法律による申請確認済みです。追認の案件となります。御審議をお願いします。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員である下河内委員の意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美の下河内です。12月17日に推進委員の大方さん、事務局の寺西さん、佐山さんと私で現地確認を行いました。今の事務局の説明に間違いありませんので、よろしくをお願いします。

議長 2番の案件につきまして、御質問、御意見はありますか。

委員 無しの声有り。

議長 採決に移ります。この2番の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございます。この2番の案件につきましては許可とします。事務局は次、お願いします。

事務局長 本案件に申請当事者が出席しておりますので、本議案の審議中、一時退席します。

(N、一時退席)

番号3、申請人、N、沖美町〇〇〇__番地、職業、●●●。

所在地、沖美町〇〇字●●、1筆、面積、148㎡。

申請理由は「相続により取得したが、分筆登記及び地目変更登記が完了されていないことが判明した。必要な部分を適正な地目に変更するため、始末書を添えて申請する。」

9基の墓が設置済みで、墓地、埋葬に関する法律による申請確認済みです。追認の案件となります。御審議をお願いします。

議 長 3番の案件につきまして、関係農業委員の下河内委員に御意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美の下河内です。先程の2番の案件と同じように、現地確認を行いました。また、事務局の説明に間違いありませんので、よろしくをお願いします。

議 長 3番の案件につきまして、御意見、御質問はありますか。

委 員 無しの声有り。

議 長 それでは採決に移りたいと思います。3番の案件につきまして、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致でございます。3番の案件につきましては、許可とします。事務局は次、をお願いします。

事務局長 番号4、申請人、〇、兵庫県神戸市北区〇〇__丁目_番_号、職業、会社員。
所在地、大柿町〇〇字●●、1筆、348㎡。

申請理由は「当該地を含めて農地等を受贈したが、墓地として利用している土地があった。必要な部分を適正な地目に変更するため、始末書を添えて申請する。5基の墓が設置済みで、墓地、埋葬に関する法律による申請確認済みです。追認の案件となります。御審議をお願いします。

議 長 4番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。12月17日に山本推進委員、事務局の佐山さん、大松さんと一緒に現地確認を行いました。当該地は事務局の説明のとおり整地されて、既に墓地として利用されていました。申請者が相続の手続きの際に、農地からの無断転用に気付いたということですので、仕方のないことだと思います。よろしくをお願いします。

議 長 4番の案件につきまして、御意見、御質問はありますか。

委員	無しの声有り。
議長	それでは採決に移りたいと思います。4番の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致でございます。4番の案件につきましては、許可とします。以上で農地法第4条の審議を終わります。議案第47号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。 (N入場、着席)
寺西書記	議案第47号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年12月24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号1、申請人住所、大柿町〇〇____番地、氏名、P。 所在地、大柿町〇〇字●●、1筆、面積、404㎡。現況、山林。 申請理由は「30年位前までは親が稲作をしていたと記憶しているが、相続した20年前からは全く手入れをしていないので、現在は雑木林になっている。」地目変更のため申請するものです。12月17日に村上委員、中福委員、小松推進委員、佐山書記、大松書記で現地確認を行いました。御審議をお願いします。
議長	1番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。
中福委員	大柿町の中福です。事務局の説明のとおり、12月17日に村上農業委員、小松推進委員、佐山書記、大松書記と私で現地確認を行いました。小松推進委員の話しでは、かなり前から山林の状況で当該地までたどり着くこともできませんでした。非農地で問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	何か御意見等ございませんか。
委員	無しの声有り。
議長	採決に移ります。非農地証明の1番の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致でございます。1番の申請につきましては、許可とします。事務局は次、お願いします。

寺西書記	<p>番号 2、申請人住所、広島市南区〇__丁目__番-__号、氏名、Q。 所在地、大柿町〇〇字●●、1筆、面積、532 m²。現況は山林です。 申請理由は「30年位前まで耕作をしていたと記憶しているが、長年にわたって全く手入れをしていないので、現在は雑木林になっている。」地目変更のため申請するものです。12月17日に、村上委員、中福委員、河尾推進委員、佐山書記、大松書記で現地確認を行いました。御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>2番の案件につきまして、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたいと思います。</p>
村上委員	<p>大柿町の村上です。今の事務局の説明に間違いありません。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>他の委員の皆様は、何か御意見、御質問ございませんか。</p>
委 員	<p>無しの声有り。</p>
議 長	<p>2番の案件について、採決に移りたいと思います。本案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委 員	<p>全員挙手。</p>
議 長	<p>全会一致でございます。2番の案件は許可とします。事務局は次の説明をお願いします。</p>
寺西書記	<p>番号 3、申請人住所、大柿町〇〇_番地_、氏名、亡きR相続財産管理人 S。 所在地、大柿町〇〇字●●、1筆、面積、1,027 m²。 申請理由は「亡きR相続財産管理人となったが、財産処分をするに当たり、財産を確認したところ、当該申請地の場所が特定できないほどの雑木林となっていることから、地目変更のため申請する。」こちらの案件も地目変更のため申請するものです。御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>3番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。</p>
中福委員	<p>大柿町の中福です。こちらについても12月17日に村上農業委員、小松推進委員、事務局の佐山さん、大松さんと私で現地確認を行いました。当該地まで行くのが難しい農地で現在は竹林となっており、非農地で問題無いと思います。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>3番の案件につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。</p>

委員	無しの声有り。
議長	採決に移りたいと思います。3番の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致でございます。3番の案件につきましては、許可とします。以上で非農地証明の申請を終わります。議案48号の空き家付き農地指定登録申請について、事務局から説明をお願いします。
寺西委員	<p>議案第48号、空き家付き農地指定登録申請について。農地法第3条第2項第5号及び江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第4条の規定により、次のとおり指定登録申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年12月24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号1、申請人住所、大阪府茨木市〇〇〇__丁目_、氏名、T。</p> <p>所在地、大柿町〇〇字●●、2筆、面積、576㎡。</p> <p>申請理由は「隣接する宅地及び家屋と一体として売却したいが、当該土地の現況が農地であることに加え、下限面積の1,000㎡を下回るため、空き家付き農地として申請する。」御審議をお願いします。</p>
議長	空き家付き農地の案件につきまして、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたいと思います。
委員	大柿町の村上です。現地確認を行いましたところ、宅地に隣接する農地に間違いありません。農地も綺麗に管理されていますので、よろしくをお願いします。
議長	この案件について、何か御意見等ございませんか。
委員	無しの声有り。
議長	それでは採決に移りたいと思います。空き家付き農地の指定登録申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致です。本案件は許可とします。以上で空き家付き農地の指定登録申請を終わります。議案第49号、農地利用集積計画の決定について、事務局は説明をお願いします。
寺西書記	議案第49号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決

定ついて、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和2年12月24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

議案の55ページを御覧ください。お手許に配布している集積計画の現地写真も併せて御覧ください。番号1、所在地、沖美町〇〇字●●____、面積、3,133㎡、利用権の種類、賃貸借権、利用権を設定する者、U、設定を受ける者、V、内容、果樹、新規の案件です。御審議をお願いします。

議長 この案件につきまして、何か御意見等ございますか。

久保田委員 利用権の内容で果樹とありますが、具体的には何ですか。

久保書記 オリーブと伺っております。

久保田委員 5年間の賃貸借契約では、オリーブの実を収穫する頃に契約が終了してしまい、賃借人に不利益が生じるのではないのでしょうか。

久保書記 今回の案件では、今、植えている成木のオリーブがある状態での賃貸借契約となっています。

久保田委員 分かりました。

議長 他に御意見等ありませんか。

委員 無しの声有り。

議長 それでは採決に移りたいと思います。この計画の決定につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございます。この計画は決定とさせていただきます。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。日程第5の協議事項に入ります。事務局は何かありますか。

寺西書記 令和3年1月の総会の開始時刻について、今一度、お知らせします。先月も申しあげましたとおり、1月の総会は午後2時の開始とさせていただきます。また、当初予定していました新年会は延期とさせていただきます。お間違えの無いよう御注意ください。

議長 皆さん、お間違えの無いよう、よろしく申し上げます。何も無ければ、今回の農業委員会総会を終了とさせていただきます。